

少量危険物及び指定可燃物の 運用基準

姫路市消防局

用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- (3) 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- (4) 危告示とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）をいう。
- (5) 条例とは、姫路市火災予防条例（昭和 37 年姫路市条例第 14 号）をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- (8) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (9) 耐火構造とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- (10) 防火構造とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (11) 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロ及び第 64 条に規定するものをいう。
- (12) 特定防火設備とは、建基政令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- (13) 防火戸とは、建基政令第 109 条第 1 項に規定するものをいう。
- (14) 不燃材及び不燃材料とは、建基法第 2 条第 9 号に掲げる不燃材料のうち、ガラス以外のものをいう。(は)

凡例

無印：法令基準

防火に関する規定に係る法令による事項

◆：指導基準

当消防局が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

改正沿革を明らかにするため、本文及び附則に(い)、(ろ)、(は)…の記号を付した。